

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

VI 援護

37 戦傷病者・戦没者遺族等の援護

[戦傷病者戦没者遺族等援護法による援護]

軍人軍属等の公務上の負傷若しくは疾病又は死亡に関し,国家補償の精神に基づき,恩給法による給付を受けている者を除く軍人軍属等であった者又はこれらの遺族を援護する目的で年金等の給付を行う。

戦傷病者戦没者遺族等援護法による援護

戦傷病者戦没者遺族等援護法による援護

対象者	戦傷病者戦没者遺族等援護法による援護	
	障害給付	遺族給付
援護の内容	軍人(恩給該当者を除く)軍属及び準軍属で公務傷病等により障害を有する者及び死亡した者の遺族	
	障害年金 4,786人	遺族年金 43,733人
	公務傷病 9,105,200円(特別項症) ～900,000円(第5款症)	(軍人軍属の遺族) [先順位者 43,269人] [後順位者 464人]
	勤務関連傷病 6,941,300円(特別項症) ～695,200円(第5款症)	遺族給与金 21,598人
	障害一時金 670人(累計) 第一款症以下の障害を有する者 について選択により支給	(準軍属の遺族) [先順位者 20,278人] [後順位者 1,320人] 公務死亡 [先順位者 1,818,900円] [後順位者 66,000円] 勤務関連死亡 [先順位者 1,441,900円] [後順位者 51,300円] 弔慰金 累計2,083,135人 額面5万円,年6分の利子付,10年償還の国債

(注) 1. 金額は平成5年4月からのものである。

2. 受給人員は平成5年3月31日現在。

資料：厚生省社会・援護局調べ

特別給付金等

特別給付金等

種別	対象	給 付					
戦没者等の妻に対する特別給付金	妻	20万円(10年償還, 国債) 昭和38年に措置 支給件数 419,562人	60万円(10年償還, 国債, 継続) 昭和48年に措置 支給件数 387,860人	120万円(10年償還, 国債, 再継続) 昭和58年に措置 支給件数 343,689人	180万円(10年償還, 国債, 再々継続) 平成5年に措置		
戦傷病者等の妻に対する特別給付金	妻	10万円(5万円)(10年償還, 国債) 昭和41年に措置 支給件数 121,705人 (※の支給件数を含む)	30万円(15万円)(10年償還, 国債, 継続) 昭和51年に措置 支給件数 102,799人	60~33万円(30~16.5万円)(10年償還, 国債) 昭和61年に措置 支給件数 86,674人	30万円(15万円)(10年償還, 国債, 継続) 5万円(5年償還, 国債) 昭和61年に措置 平病死した戦傷病者等の妻に対する特別給付 支給件数 11,166人		
		5万円(2.5万円)(5年償還, 国債) 昭和54年に措置 支給件数6,949人	※10万円(5万円)(5年償還, 国債) 昭和51年に措置		5万円(5年償還, 国債) 昭和61年に措置 平病死した戦傷病者等の妻に対する特別給付 支給件数 11,166人		
		15万円(7.5万円)(5年償還, 国債) 平成3年に措置 支給件数1,110人	2万円(1万円)(2年償還, 国債) 昭和59年に措置 支給件数 7,482人		5万円(5年償還, 国債) 平成3年に措置 平病死した戦傷病者等の妻に対する特別給付		
		(注) () 内の額は軽症者の妻					
戦没者の父母等に対する特別給付金	父 母	10万円(5年償還, 国債) 昭和42年に措置 支給件数 16,636人	30万円(5年償還, 国債, 継続) 昭和48年に措置 支給件数 14,486人	60万円(5年償還, 国債, 再継続) 昭和53年に措置 支給件数 10,088人	60万円(5年償還, 国債, 再々継続) 昭和58年に措置 支給件数 6,583人	75万円(5年償還, 国債, 4回目継続) 昭和63年に措置 支給件数 3,686人	90万円(5年償還, 国債, 5回目継続) 平成5年に措置
戦没者等の遺族に特別給付金	子 弟 姉 妹 等	3万円(10年償還, 国債) 昭和40年に措置 (終戦20周年) 支給件数 663,649人	20万円(10年償還, 国債) 昭和50年に措置 (終戦30周年) 支給件数 1,007,922人	12万円(6年償還, 国債) 昭和54年に措置 (終戦30周年の措置の特例的措置) 支給件数 117,429人	30万円(10年償還, 国債) 昭和60年に措置 (終戦40周年) 支給件数 1,296,614人	18万円(6年償還, 国債) 平成元年に措置 (終戦40周年の措置の特例的措置) 支給件数 73,075人	

(注) 支給件数は、平成5年3月31日現在。
資料：厚生省社会・援護局調べ

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

VI 援護

37 戦傷病者・戦没者遺族等の援護

[戦傷病者特別援護法による援護]

軍人軍属等であった者の公務上の傷病に関し,国家補償の精神に基づき,特に療養の給付等の援護を行う。

戦傷病者特別援護法による援護

戦傷病者特別援護法による援護

対象者	軍人軍属及び準軍属で公務傷病等により障害者となった者等で戦傷病者手帳の交付を受けた者		115,134人
	1. 療養の給付	4,493人	6. 国立保養所への収容 2人
援護の内容	2. 療養手当(月額27,900円)の支給	34人	7. JR 無賃乗車船の取扱い 102,300人
	3. 葬祭費(142,000円)の支給	126件	
	4. 更生医療の給付		
	5. 補装具の支給及び修理	2,911件	
	戦傷病者相談員		

(注) 1. 受給人員等は平成5年4月1日現在。ただし、「援護の内容」の3、5、7は平成4年度のものである。
 2. 「援護の内容」の7の人数は引換証交付者数である。
 3. 金額は平成5年4月1日現在。
 資料：厚生省社会・援護局調べ

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

VI 援護

38 海外戦没者遺骨収集等

[戦没者遺骨収集]

昭和27年度から旧主要戦域に遺骨収集団を派遣し、海外戦没者240万人(硫黄島、沖縄を含む)のうち平成5年12月1日現在約122万柱の遺骨を送還している。今後、残る118万柱の遺骨について、収集可能な地域において遺骨収集を継続していく方針である。

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

VI 援護

38 海外戦没者遺骨収集等

[慰霊巡拝・墓参]

昭和51年度から,旧主要戦跡及び遺骨収集の望めない地域及び海上における戦没者の慰霊のため,計画的に遺族を主体とした慰霊巡拝を行っている。また,旧ソ連地域の墓参についても日ソ間の協定に基づき,計画的に実施していく方針である。

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

VI 援護

38 海外戦没者遺骨収集等

[慰霊友好親善事業]

平成3年度より、従来実施してきた戦没者遺児を中心とした慰霊巡拝に替え、戦没者遺児が戦争犠牲者という共通の立場から旧主要戦域の関係者と友好親善事業を実施し、その事業を通じて戦争犠牲者の慰霊追悼を行い、恒久平和を願うことを目的とする「戦没者遺児による慰霊友好親善事業」を実施している。

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

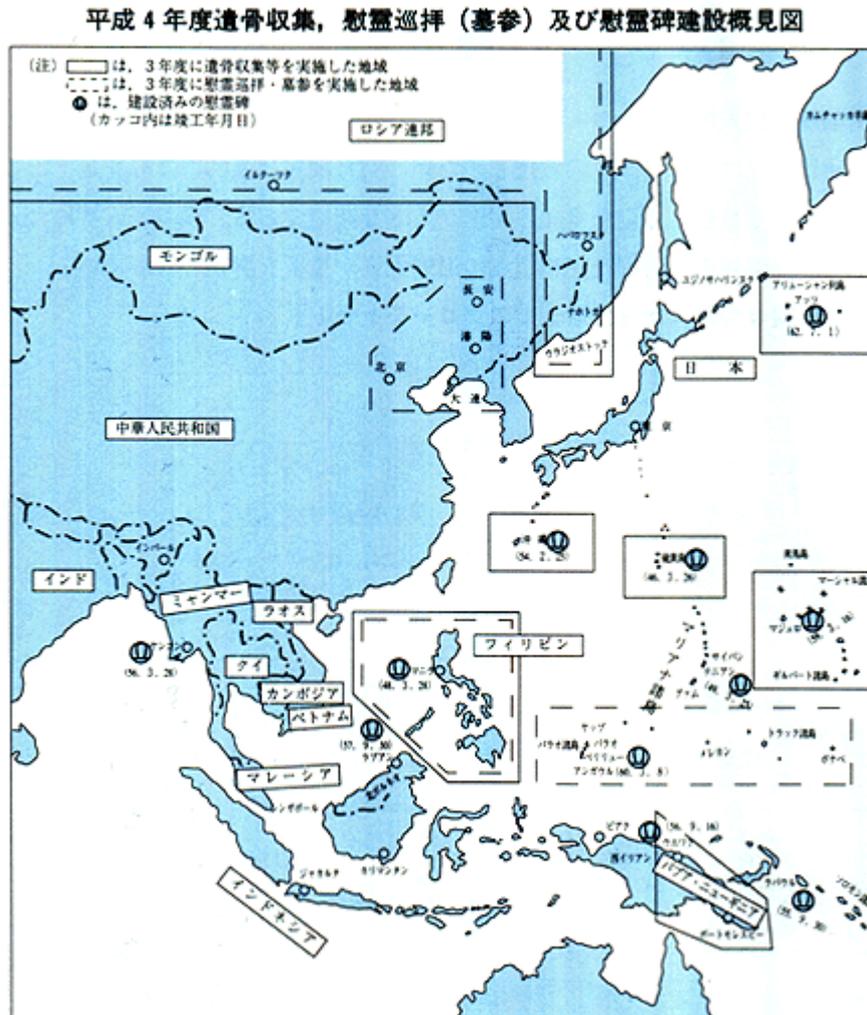
VI 援護

38 海外戦没者遺骨収集等 [戦没者慰霊碑の建立]

旧主要戦域ごとに、逐次戦没者慰霊碑を建立しており、これまでに硫黄島、フィリピン(ルソン島)、サイパン島、ラバウル、ミャンマー(ヤンゴン)、ニューギニア(ウエワク)、ボルネオ(ラブアン)、マジユロ島、ペリリュー島、アッツ島の10か所に建立し、沖縄に戦没者墓苑を建立した。

また、平成5年度においてインドネシア共和国ビアク島及びインド(インパール)に慰霊碑を建立する予定である。

平成4年度遺骨収集、慰霊巡拝(墓参)及び慰霊碑建設概見図



資料：厚生省社会・援護局調べ

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

VI 援護

39 中国残留邦人

[中国残留邦人対策]

残留孤児については、肉親捜しのための訪日調査は量的には峠を越えたものの、日本社会への定着自立の促進が大きな問題である。残留婦人等については、帰国意志の把握及び希望者の帰国促進が重要な課題となっている。

第2編

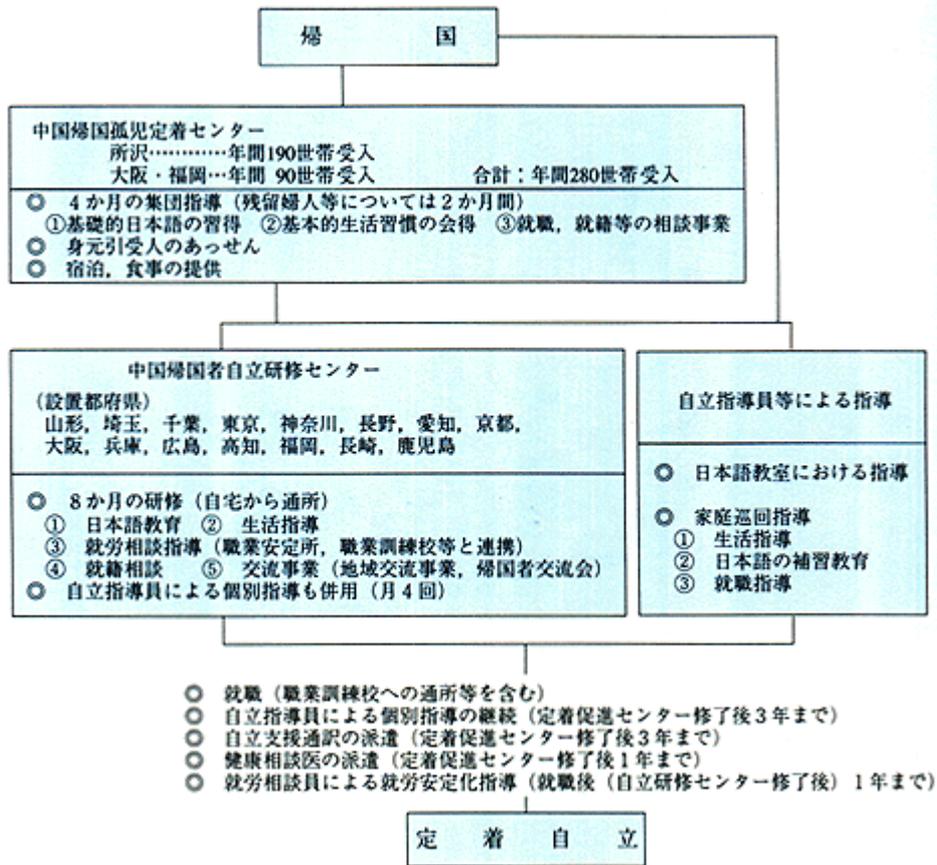
第1部 制度の概要及び基礎統計

VI 援護

39 中国残留邦人

[中国帰国者の帰国から定着までのフローチャート]

[中国帰国者の帰国から定着までのフローチャート]



第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

VI 援護

39 中国残留邦人

[関係各省の援護施策の概要]

[関係各省の援護施策の概要]

施 策 の 概 要	担 当 省 庁
(帰国援護) 出境地における滞在費の支給	外 務 省
(住宅の援護) 公営住宅への優先入居の措置	建 設 省
(日本語教育) 中国引揚者地域交流事業	文 部 省
中国帰国孤児子女教育研究協力校の指定 (平成5年度小学校28校, 中学校19校, 高等学校3校, 計50校)	〃
中国帰国孤児子女教育指導協力者派遣(平成5年度23地域)	〃
日常生活に即した日本語の学習書(カセットテープ付)の配布	〃
日本語教育指導者研修会の開催(東・西地区に分けて各1回開催)	〃
日本語教師用指導書の作成	〃
日本語指導研究協議会の開催(東・西地区に分けて各1回開催)	〃
日本語教育指導の手引の作成	〃
(就籍促進) 職業訓練校への入校	労 働 省
就職のあっせん	〃
中国帰国孤児定着促進センターにおける就籍相談・指導	〃
雇用対策法による職業転換給付金制度を中国引揚者に適用(訓練手当等支給)	〃
中国引揚者を雇い入れる事業主に対し, 特定求職者雇用開発助成金の支給	〃
雇用促進事業団の身元保証制度の中国引揚者への適用	〃
(就籍手続) 中国帰国孤児定着促進センターにおける就籍手続の指導	最高裁判所

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

VI 援護

39 中国残留邦人

[中国残留孤児の訪日調査等の実施状況]

(1) 訪日調査

昭和56年3月以来24回にわたり,1878名について実施し,身元判明者643名(判明率34.2%)。平成5年度は,32名について実施し,身元判明者5名(判明率15.6%)。

(2) 訪中調査

平成3年から平成4年にかけて4回にわたり18名について実施し,身元判明者3名(判明率16.7%)。
